

## 泉田地区会規約

### 第1条 名称及び事務所

- 1 この会は、泉田地区会（以下地区会）と称する。
- 2 地区会の事務所は、泉田市民館に置く。

### 第2条 目的

- 1 地区会は、泉田地区の調和ある発展と地区住民の融和・連帯意識の高揚及び地域福祉の増進を図ることによって、安心・安全で明るく住みよい豊かな地域社会作りをすることを目的とする。
- 2 別に定める泉田公民館規約の事業と、密接な連携を図ることとする。

### 第3条 地区区域及び組の名称

- 1 泉田地区の区域は、泉田町及び今川町の一部とし、次の15組に区分する。  
(1) 絵下城組 (2) 北組 (3) 城前組 (4) 上組 (5) 下組  
(6) 東組 (7) 池之浦組 (8) 高畑組 (9) 前川組 (10) 大久屋組  
(11) 中浜組 (12) 中西組 (13) 大西組 (14) 半崎組 (15) 伊勢倉組
- 2 各組に組長1名及び相当数の班を設置し、各班毎に班長1名を置く。
- 3 必要に応じて、組名変更・組分割合併及び新設を妨げない。

### 第4条 会員

地区会は、泉田地区区域に居住する住民をもって組織する。

### 第5条 事業内容

地区会は、第2条の目的を達成するため、公民館活動と共同して、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦を図ること。
- (2) 地域福祉の増進に関すること。
- (3) 文化、教養及び体育に関すること。
- (4) 環境保全・リサイクル活動に関すること。
- (5) 保健・衛生に関すること。
- (6) 交通安全、防犯及び防災に関すること。
- (7) ボランティア活動に関すること。
- (8) 公共団体等との連絡協調に関すること。
- (9) その他目的達成のため必要な事業活動。

## 第6条 役員とその役割

### 1 地区会には次の役員を置く。

(1) 地区長	1名
(2) 地区長代理	1名
(3) 地区会計	1名
(4) 公民館三役（公民館長、公民館主事、公民館会計）	3名
(5) 組長	15名
(6) 班長	各組に相当数

### 2 役員の役割は、次の通りとする。

- (1) 地区長は、地区会（自治会）を代表し会務を統括する。又地区長は、刈谷市が委嘱する地区長職にもあたるものとする。さらに評議員を委嘱すること。
- (2) 地区長代理は、地区長を補佐し地区長に事故あるときは、その職務を代行する。  
又、刈谷市が委嘱する刈谷市ごみ散乱防止推進員を兼ねる。
- (3) 地区会計は、地区会（自治会）会計の任にあたる。
- (4) 地区会三役（地区長、地区長代理、地区会計）は、公民館三役（公民館長、公民館主事、公民館会計）と共同で地区会三役・公民館三役合同会議（以下地公六役会）において、次の事項について立案する。なお文書の通知は、地区長・公民館長の連名を原則とするが、地公六役会で輕易と判断されたものはこのかぎりではない。
  - ① 規約の制定及び改廃
  - ② 地区会及び公民館三役候補者の推薦
  - ③ 予算及び事業計画
  - ④ 決算及び事業報告
  - ⑤ 第3条第1項、第2項に定める組及び班の分割合併及び新設
  - ⑥ その他必要と認めた事項

### (5) 組長の役割は、次のとおりとする。

- ① 組長は、地区会の意思決定機関である組長会議において、第6条第2項（4）について、地公六役会において立案された事項を、協議及び議決をする。
- ② 組長は、地区長の命を受けて地区会全般の運営を補佐するとともに、組の業務を遂行する。
- ③ 組長は、刈谷市が委嘱する地区委員、保健衛生委員、防災委員を兼ねるものとする。
- ④ 組長は、公民館運営委員を兼務する。

### (6) 班長は、組長を補佐し組長に事故あるときは、組内の規定に準じて業務を代行するとともに、班の業務を遂行する。

### 3 地区会役員は、その地位を利用することなく、選挙活動、政治的活動等において特定の個人や団体に利益、不利益を及ぼすことのないように法律を順守する。

#### 第7条 会計監査とその役割

- 1 地区会は、会計監査員（役員ではない）を2名置く。
- 2 会計監査員は、地区会会計・公民館会計の執行状況を監査する。

#### 第8条 評議員とその役割

- 1 地区会は、評議員（役員ではない）を置く。  
（地区長・公民館長経験者12名）
- 2 評議員は、地区長の要請を受け、第6条第2項（4）①②及びその他地区長が必要と認めた諸問題等の審議、承認をする。又、地区長・公民館長の依頼を受け、当該年度の地区および公民館の事業活動に協力すること。

#### 第9条 役員、会計監査員及び評議員の任期

- 1 役員の任期は、1年とする。但し再任を妨げない。
- 2 会計監査員の任期は、1年とする。但し再任を妨げない。
- 3 評議員の任期は、次のとおりとする。
  - （1）前年度地区長・公民館長は、評議員となり、その任期は6年とする。
  - （2）毎年度2名が交代する。
- 4 補充により就任した場合は、前任者の残任期間とする。

#### 第10条 役員、会計監査員及び評議員の選出

- 1 役員の選出方法は、原則として次の通りとする。
  - （1）地区長は、前年度地区長代理が就任する。
  - （2）地区長代理及び地区会計は、前年度地公六役会にて候補者を推薦、地区会の評議員会で審議、承認し、組長会議において審議、決定する。
  - （3）前年度地区長代理が地区長に就任することが困難な事態が生じた場合は、前年度地公六役会にて地区長候補者を推薦、地区会の評議員会で審議、承認し、組長会議において審議、決定する。
  - （4）組長は、各組の規定により選出される。
  - （5）班長は、各組各班の規定により選出される。
- 2 会計監査員2名は、前年度地区長及び前年度公民館長が就任する。  
前年度地区長及び（又は）前年度公民館長が留任の場合は、地区長が公民館長と協議の上、他の前年度地公六役の中から選出する。

3 評議員は、地区長が次の者に委嘱する。

前年度を含む過去6年間の、地区長・公民館長経験者12名。

#### 第11条 地区会顧問の役割

1 地区会には次の通り、顧問を置くことができる。

顧問（役員ではない） 若干名

2 顧問は、地公六役合意の上、顧問を選任し委嘱するものとする。

顧問は、地公六役会、組長会議等に参加し、意見を述べるができる。

顧問の任期は特に定めない。

#### 第12条 会議

1 地区会の会議は次の通りとし、会議は地区長が定期的・適宜に招集し開催する。

(1) 地公六役会 : 原則として、毎月1回開催する。

(構成員: 6名)

(2) 組長会議(地区会の意思決定機関) : 原則として、毎月1回開催する。

(構成員: 地公六役6名及び組長15名の計21名)

地区会の重要決定事項は、会員の総会により決定する。但し、組長会議をもって総会に代えることができる。

(3) 評議員会議 : 適宜開催する。

(構成員: 地公六役6名及び評議員12名計18名)

2 地区長は、上記会議の他必要に応じて別の会議体を新設し、構成員を指名し、会議を招集することができる。

3 会議は、会議議決権を有する構成員の過半数の出席がなければ、その議事を議決することは出来ない。賛否同数の時は地区長の決するところとする。

4 地区長は、重要決定事項については、その会議録を作成する。

#### 第13条 会計

1 地区会の経費は、自治会費、事業所協力金、報奨・助成金、寄付金及び雑収入をもって充てる。

2 地区会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

#### 第14条 自治会費及び事業所協力金

- 1 会員は自治会に加入し、自治会費を納めることを原則とする。
- 2 自治会費に関する取り決めは、次の通りとする。
  - (1) 自治会費は、次の二通りとする。
    - A. 自己の家又はそれと同等の家に居住している者
    - B. 賃貸住宅に居住している者
  - (2) 「自治会費」A.Bの金額は、地公六役で立案し、組長会議で審議、決定する。
  - (3) 新規加入者は、4月2日より9月30日までに転入の場合、当該年度自治会費の半額を納入するものとする。10月1日以降転入の新規加入者には、当該年度の自治会費は請求しないものとする。
  - (4) 年度途中での転出者には納入済み自治会費は返却しない。
  - (5) 賃貸住宅の場合の自治会費の納入は次の通りとする。
    - ① 賃貸住宅の持ち主又は、各組班長が集金して納入する。
    - ② 賃貸住宅の管理業者に委託納入する。
      - ① ②いずれかを選択し地区会計に納入するものとする。
- 3 事業所協力金は、事業所の任意とする。

#### 第15条 予算及び決算の報告

地区長は、地区会の事業計画及び予算並びに事業報告及び決算書を作成する。9月末に半期会計報告書、年度末に年度会計報告書を作成し会計監査を受けるものとする。  
組長会議において承認を得た上、回覧等にて結果を会員に報告するものとする。

#### 第16条 規約に定めなき事項

この規約に定めるもののほか、この地区会の運営に関し必要な事項は、組長会議において審議、決定する。

附則：

\* この規約は、平成25年4月1日から施行する。(それ以前の規約を改正)

平成27年4月1日 一部改正

平成28年4月1日 一部改正

平成30年1月6日 一部改正 第10条役員の選出第1項(3)追加

令和3年2月6日 一部改正 第11条地区会顧問の役割第2項改正

\* この規約における自治会運営とのあり方については、引き続き将来に亘って検討するものとする。